

令和5年度 予算編成・施策に対する要望書

長野市議会 改革ながの市民ネット

市議会議員 塩入 学

市議会議員 布目裕喜雄

市議会議員 倉野 立人

市議会議員 鈴木 洋一

市議会議員 鎌倉 希旭

市議会議員 東方みゆき

令和4年11月

目 次

1. 令和5年度予算編成・施策の要望にあたって	3
2. 総 務 関 係	5
3. 企 画 政 策 関 係	8
4. 財 政 関 係	11
5. 市 民 生 活 関 係	13
6. 保 健 福 祉 関 係	16
7. こ ど も 関 係	21
8. 環 境 関 係	24
9. 農 林 業 関 係	26
10. 商 工 観 光 関 係	29
11. 新産業創造推進関係	33
12. 文 化 スポーツ 関 係	34
13. 建 設 関 係	37
14. 都 市 整 備 関 係	40
15. 教 育 関 係	43
16. 上 下 水 道 関 係	48
17. 防 災 消 防 関 係	49

1. 令和5年度予算編成・施策の要望にあたって

長野市長 荻原 健司 様

市長は令和5年度予算編成方針において、甚大な被害を被った東日本台風災害から3年、復興途上における新型コロナウイルス感染症の拡大、それに伴う地域経済の停滞、さらに原油価格・物価高騰、災害の多発という状況が、「想定外の財政需要圧力」を生じさせ、また、人口減少による税収減、社会保障関係費の増加、施設の長寿命化対策など、これまでの財政構造を脅かす様々な要因を抱えているとし、今後も必要な市民サービスを安定的に供給し続けるためには、コロナ禍で落ち込む市内経済の活性化、新産業創出を通じた経済基盤の底上げによる所得向上と税収確保、健康寿命の延伸による社会保障関係費の増加抑制、施策事業の「選択と集中」、行政DXの推進、スマートシティの実現に取り組み「最小の経費で最大の効果を上げる」ことが重要であるとの認識を示し、「施策のアップデートとバージョンアップを進め、市民の幸せ実感や本市の新しい価値の創造につながるよう、市民目線で現状を見つめ、新たなチャレンジに挑み市民に変化の兆しを感じ取れる予算」とすることを強調しました。

私たちは、かかる問題意識を大筋で共有するものの、今日、喫緊の課題となっている、円安・物価高から如何に市民生活を守るのか、ウィズコロナ、アフターコロナの時代的局面にあって市民の生命、健康、暮らしを如何に守り抜くのか、誰一人とり残すことなくすべての市民にとって、今日の生活、生業の支えとなり、明日につながる安心と安定を実感できる市政運営と当初予算編成こそが問われていると考えます。

コロナ禍における原油価格・物価高騰の長期化が想定される中、市民生活を支えるため、国の臨時交付金を活用するとともに、さらに足らざる点に一般財源を

充当し、生活者支援、事業者支援に万全を期すことを強く求めるものです。

令和3年度まちづくりアンケートでは、「住みよい長野市をつくるため、特に力を入れるべきだと思う施策」＝市民が求める施策の優先度において、「防災・減災対策の推進」、「介護などの高齢者福祉サービスの充実」、「バス・鉄道など利用しやすい公共交通の構築」が上位を占めています。年代別20代・30代では「結婚、妊娠、出産、育児への継続的支援」が最も高く、また「市民ニーズを踏まえた行政サービスの提供」が8.8ポイント増加し10位から5位に上がったことに特段の留意と対策が必要です。

SDGsの推進、2050年ゼロカーボン社会の実現というグローバルな視点を堅持しつつ、市民が求める施策優先度に的確に応えうる政策・施策の展開こそが市政への信頼度を高め、幸せを実感できるまちづくりの支えになると確信します。市民生活に利便性をもたらす行政DXの推進、地域における雇用創出・安定化とそれを支える地域循環型産業の構築、暮らしやすさ・住みやすさを広げる生活・都市インフラの充足・公共施設マネジメント、医療・介護の充実による健康寿命の延伸、次代を担う子どもたちの学びと育ちを支える教育の再構築、子育て・子育て支援の抜本的拡充、貧困の連鎖を食い止める総合的な支援策、災害に強いまちづくりを促進する予算編成、施策展開となること、「変化の兆し」にとどまらず「変化を実感できる」予算、小さな声、声なき声に行き届く施策展開となることを願いつつ、新年度予算編成にあたり、重点的施策の実現を要望します。

令和4年11月22日

長野市議会 改革ながの市民ネット
代表 布目 裕喜雄

2. 総務関係

① 行政DXの推進について

- (1) 行政DXの取り組みは、市行政の効率的運用、意思決定の迅速化、市民サービスの向上等、業務改善や市民生活向上を指標に推進すること。
- (2) 市内のデジタルデバインド（情報格差）の解消に向け、職員・市民のICTリテラシー向上等を進めること。
- (3) 庁内のペーパーレス化を進めること。

2. 市職員の資質向上等について

- (1) 公務員のモラルと資質の向上を図り、市民に信頼される行政が行われるよう努めること。
- (2) 意欲ある職員の発案を登用する職員提案制度を拡充させることで、安易な前例踏襲から脱却し、市行政の活性化を図ること。
- (3) 常に市民と向き合う姿勢を堅持し、「あいさつ」をはじめとする接遇研修を励行し、おもてなし意識の高い信頼される市役所を目指すこと。

- ④ 職員一人ひとりが、多様化する市民ニーズや時代の要請に応えられるよう資質向上に努めること。そのための教育研修や現場研修を積極的に行うとともに、研修体系や内容の検証や見直しも行うこと。

3. 職員の定数、業務等について

- (1) 市民サービスの向上、業務の正確な伝承を最優先し、市民生活の停滞を招くような定数削減を行わないこと。
- (2) 適正な労働環境の実現のため、職員間の労働量に著しい差異が生じないよう業務内容の点検・検討をすること。
- (3) 会計年度任用職員制度については、昇給制度の導入による所得の改善等を具体化し、雇用継続に十分配慮すること。
- (4) 段階的引き上げが始まる職員の定年延長について、該当職員の意向調査を徹底し、適材適所を図ること。定年延長の完全実施を見据え、職員の専門性の向上、市民に寄り添う資質の向上をさらに進めるとともに、総合的かつ体系的な人材育成・活用につながる組織運営を再構築すること。

4. 庁舎・芸術館等について

- ① 庁舎・芸術館及び市関連施設の施設管理・運営は、ユニバーサルデザインの観点から必要なバリアフリー化等の改善・改修を早期に実施するとともに、来庁者及び利用者の安全が万全に確保されるよう適正管理を行うこと。
- (2) 市民意見をふまえ検証し、その結果を公表すること。
- ③ 緑町立体駐車場の利用促進と歩行者の安全確保のためにペDESTリアンデッキを整備し、立体駐車場から庁舎・芸術館へのアクセスにおいて、庁舎への安全かつスムーズな動線を確保すること。
- (4) 庁舎東側のJR踏切の拡幅をはじめ、庁舎周辺の道路拡幅・交通アクセスの抜本的改善を図ること。

5. 指定管理者について

- ① 指定管理者制度の評価・検証において、市民サービスの向上、経費削減の観点から効果を明示化するとともに、市民への情報開示を徹底すること。
- (2) 指定管理者の選定過程の情報開示と説明責任を十分に行うとともに、地域振興に鑑み地元民間事業者の活用を図ること。
- (3) 指定管理者と行政の責任の所在を明確にし、施設の管理・運営・改修に関して適切な運営を行い、常に市民が快適に利用できるよう配慮すること。
- (4) モニタリング評価について、担当各課は客観性、公平性のある評価に努めるとともに、評価結果に基づく指定管理者との協働を一層進めること。
- (5) 指定管理者を変更する場合、従業員の雇用継続を図るとともに労働条件が低下しないよう指導監督をより強化すること。
- (6) 指定管理者を変更する場合、綿密な移行計画と適切な情報発信等により、利用者へのサービスが滞らないよう十分に配慮すること。
- (7) 指定管理者の脱法行為や不正行為等に対する罰則規定を明確にすると共に、問題が発生した際には、厳しい姿勢で臨むこと。

6. 「行政評価システム」は事務事業評価から施策評価、政策評価へと拡充すると共に、市民にわかりやすい情報の公開に努め、説明責任を果たし、情報公開請求には積極的な公開を行うこと。

7. 公共施設に関して

- (1) 「公共施設等総合管理計画」（再配置計画及び長寿命化基本方針）の運用に

あたっては、コスト論に偏る安易な施設の廃止・統廃合、民間移譲はしないこと。

② 個別施設計画の運用にあたっては、丁寧な説明責任を果たし市民との十分な合意形成を図ること。

(3) 公共施設マネジメントの考察に際し、市民と積極的な意見交換会を実施し、その市民意見を計画に十分に反映させること。

(4) 施設の複合化にあたっては、担当する複数の部局が十分に連携を図り、利用者の利便性を第一に取り組むこと。

(5) 機能停止や廃止する施設や土地の後利用については、先進事例研究等を行いつつ、有効活用を積極的に進めること。また、地域内で複数の施設や土地の活用を図ることも増えており、元の所管部局や支所も連携して取り組むこと。

(6) 資産活用の視点から、財政、予算執行と連動した一元的な庁内推進体制を構築すること。

(7) 公共施設の維持・管理にかかる基金は、将来を見通し、計画的・持続的に十分な基金を確保すること。

⑧ 職員人事における女性登用を推進すること。

9. 各種選挙において、長野駅等の利便性の高い場所への投票所設置や若い世代への広報・啓発等、投票率向上に向けたより具体的な取り組みを進めること。

3. 企画政策関係

1. 各種施策実施・推進等について

(1) 政策決定過程における情報公開を徹底し、議会に対し説明責任を果たすこと。

(2) 議会政策説明会の検証、補足説明の議事録作成により政策に反映すること。

(3) 議会本会議の議論の活性化に向け、質問通告書に基づく質問取りに十分配慮した取り組みを行い、質問書の提出は求めない、受け取らないこと。

2. 市人口ビジョンに基づき、実効性のある人口減少対策を具体的に明示し推進すること。

(3) 第五次総合計画は、毎年度実施計画を作成するが、本市の重要課題である人口減少・少子高齢化を踏まえ、市民の必要度・満足度に立った指標・目標を設定し、幸せが実感できる政策・施策体系として策定するとともに、財政的な裏打ちを担保する実効性のある計画とすること。

4. 長野地域連携中枢都市圏ビジョン（長野地域スクラムビジョン）、連携協約に基づく施策展開にあたり、連携自治体との対等・平等な関係に留意するとともに、その効果を検証し、市民に情報開示すること。

5. 長期戦略2040の現実性と実効性を具体的に明示すること。

6. 広聴について

(1) ながの未来トーク等のみどりのテーブルは、市長、行政と市民が直接対話する重要な広聴機会として主体的に取り組み、市民の声を積極的に取り入れること。

(2) みどりのテーブルに幅広い年代、特に若者や女性が参加しやすい仕組みや環境づくりを行うこと。活発な意見交換に向け、新たな発想で取り組み、議会や市民に公開すること。

(3) みどりのはがき及び同ホームページ版について、市民が直接市へ意見できる手段として周知を図ること。

7. 広報について

(1) 市ホームページは、利用者にとって使いやすいデザイン、わかりやすい情

報発信を心がけること。

- (2) SNS等各種媒体を一層活用し、議会や行政情報を全市域にわたり効果的に提供すること。

8. 市民参加・参画による市政推進について

- (1) 市民アンケートやパブリックコメントの実施に際し、多くのご意見が寄せられるよう努め、市民との信頼関係を構築すること。
- (2) こども・若者、女性、障害者等の参画の機会拡大に努めること。

9. 市内大学との連携について

- (1) 県立大学はじめ市内大学等と連携して官学産の連携を具体的・積極的に進め、学生の参画するまちづくりに取り組むこと。
- (2) 信大新学部の誘致に全力を挙げて取り組むこと。

10. 市政課題解決のために、部局間の連携、国・県との連携を強化すること。

11. 支所機能や市民サービスの低下などの課題が浮かび上がった合併の検証結果から、中山間地をはじめとする各地区の課題解決に向けた施策展開を図ること。

12. 人口増推進施策について

- (1) 婚活事業は、県の事業と連携した「ながの婚活マッチングシステム」等の活用により、単なる雰囲気醸成にとどめず、具体的な成果が上がるよう、予算も確保して取り組むこと。
- (2) 従前から婚活に取り組まれる地域の結婚相談員事業を尊重し、必要に応じて連携を図ること。
- (3) 移住を考える方の多様なきっかけやニーズを汲み、本市が持つあらゆる資源の活用、各部局や民間等との連携、きめ細やかな情報発信と支援等を通じて移住者獲得に努めること。
- (4) 中山間地をはじめとする空き家を活用した移住促進に積極的に取り組むこと。
- (5) テレワークの普及を鑑み、本市でのリモートワークや移住、ワーケーションに繋がる積極的な施策を講じること。

13. 公共交通について

- (1) 公共交通網の整備は、住みよいまちづくりに欠かせない重要な都市インフラであるとの観点から、市長の強いリーダーシップで改訂版地域公共交通活

性化再生法を踏まえ、「地域公共交通計画」の実効性を高めること。

- (2) マイカーから公共交通への利用転換に「(仮)市民エコポイント」制度など、動機づけとなる仕組みを構築すること。「Suica」など10カードの片利用を実現すること。
- (3) 企業等の公共交通利用を促進するため、法人税の軽減措置などの政策誘導のもとに「スマート通勤運動」の制度設計の見直しを図り、「エコ通勤」を喚起すること。

14. 市民の移動手段の充実について

- (1) 市民の移動手段の充実に向け、公共交通の公設民営化を促進すること。
- (2) 基幹となる路線バスの維持・拡充と生活圏域における移動手段の確保・充実、連結する公共交通ネットワークの再構築に着手すること。
- (3) 乗合タクシー等の運行ルートに対する住民アンケートと検証により、ルートの見直しを行うこと。

15. 鉄道の利用促進について

- (1) しなの鉄道の維持・利用促進に取り組むこと。
- (2) 北しなの線の利用促進を図り、沿線住民の利便性を高め、さらにマイカーからの利用転換につなげること。
- (3) 駅と他の地域を結ぶ公共交通機関の利用促進と、それに伴う駐車場や駐輪場の整備拡大を図ること。

4. 財政関係

1. 市政課題解決にあたり、災害からの復興、新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策など最優先施策を明確に位置付けるとともに市民に対する説明責任を十分果たし、その理解・協力のもと財政運営に取り組むこと。
2. 昨今の物価高騰の動向を注視し、物品等の数量の見極めや必要な予算確保に特段の注意を払い、執行においては柔軟に対応すること。
3. 財政調整基金は、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス対策等により大幅な減少が見込まれるが、人口減少や社会経済情勢を踏まえた上で適正額の確保に最大限努めること。
4. 市有財産の時価評価を把握し、財政力の基礎とするとともに、財務状況を他市と比較するなどして、財政の適正かつ効率的運用を図ること。尚、財政の健全化を旨としつつも、市民サービスの低下を招かないようにすること。
5. 地方自治体財政の充実・強化に向けた自主財源の増大を図るため、当面は地方交付税の適正配分を確保し、国の財政状況を十分見据えた取り組みをするとともに、国の公共投資の際、地方自治体への負担転嫁を避けるため、税財源委譲を国に強く働きかけること。
6. 公共事業の契約に際し、ハード・ソフトの標準化に努め、プロポーサル方式や随意契約には慎重を期すこと。
7. 公正取引委員会から行政処分等を受けた事業者に対する指名停止等の措置において、より迅速かつ的確な対応を図るとともに、市民に理解される公正・適正な契約行為を行うこと。
8. 地方自治法179条1項に基づく専決処分は、最大限回避し、臨時議会等を招集し対応すること。
9. 国交付金等の申請漏れや建設工事における積算誤りによる入札中止・損害賠償発生の事態がないよう、多面的・複層的なチェック体制を確立するとともに、事務執行にかかる研修を徹底すること。
10. 建設工事・製造の請負・物件の買い入れ・その他の契約において、総合評価落札方式への全面的拡大、加点基準の拡充を図るとともに、予定価格の適正

な設定を図ること。

11. 公契約等基本条例により、市の公共工事や委託事務の品質確保、ダンピング受注の排除、労働者への適正賃金の支払い等を担保するとともに、条例制定と内容について周知を図ること。
12. 契約・予算執行事務においては、工期等の遵守を含め、契約相手方の選定及び完了検査を適正に実施し、説明責任を明確にすること。
13. 予算、決算との乖離に十分配慮し、事業ごとの不用額を最小限とすること。
14. 入札差金の活用は、緊急性、必要性で判断するとされているが、予算の使い切り意識を排除しつつも、地域からの要望に迅速にこたえ得るよう適時適切に対応すること。

5. 市民生活関係

1. 住民自治協議会について

- ① 都市内分権に基づく住民自治協議会の組織及び活動は、自発的な住民の自治活動である基本を旨とし、行政の補完としないこと。
- (2) 住民自治協議会の財政運営は、自立の観点から住民主体による活用の自由度を保障すること。
- (3) 人口減少、高齢化における役員のなり手不足、地域活動等への必要な支援を行うこと。
- ④ 住民自治協議会の役割、組織、人材、雇用待遇、財務等の在り方を検証し必要な見直しを図るとともに、成熟度を高めること。
- (5) 必須・選択事務については、絶えず検証と見直しを行うこと。
- (6) 住民自治協議会が主体となってまちづくりを進めるため、「まちづくり・自治基本条例（仮称）」を策定すること。

2. 自治に基づく住民代表である区長の役割・重要性を認識・尊重していることを表す証書を交付すること。

3. 地域福祉計画およびまちづくり計画は、住民自治協議会が取り組む「まちづくり」の大きな柱と位置付け、全地区での策定と住民参加による実行に対し財源を含め積極的な支援を行うこと。

4. 「健康寿命延伸」を進めるために、介護予防を重視した健康づくりに向け、関係部局と連携し、住民自治協議会や関係団体への積極的な支援と指導を図ること。

⑤ 支所について

- (1) 支所の位置づけ・役割を明確にしたうえで支所に配分する予算を増額し、支所長の予算執行権・決裁権を拡充するなどして、支所機能を強化すること。
- (2) 支所と住民自治協議会との連携を図り、地域生活の安定と活性化を進める両輪として相互に十分な役割が果たせるように努めること。

6. 地域発きらめき事業について

- (1) 地域課題解決のための活動を把握・検証し、住民自治協議会の主体的な取

り組みを積極的に支援すること。

(2) 全市的な施策展開が求められる事業については、早期に実現を図ること。

7. 地域に在住する職員の住自協活動への参加に向け、意識改革を図ること。

8. 地域文化を伝承するため、地域コミュニティ活動への支援を更に充実すること。

9. 国の事業である「地域おこし協力隊」を積極的に活用するとともに、期限後の隊員の定住・引き続きの活発な活動を促し、中山間地域の活性化を図ること。

10. 中山間地域の整備・活性化について

(1) 過疎債卒業経過期間において、「長野市過疎地域持続的発展計画」に基づく取り組みを進めるとともに、過疎債卒業後の整備・活性化に必要な財源確保に努めること。

(2) 辺地債の有効活用を図ること。

11. 「長野市消費者施策推進計画」について、部局横断で問題意識を共有し、総合的で実効性のある計画とするとともに小中高における消費者教育の具体的な推進を図ること。

12. 市民法律相談は、希望者が多く、内容も多岐に亘っていることから、相談回数増や、相談体制を一層充実させること。

13. 不当請求や振り込め詐欺、悪質な通信販売等の被害が急増していることから、被害を未然に防ぐための消費者への啓発を進め、消費生活の安全保持に努めること。

14. 男女共同参画について

(1) 第5次男女共同参画基本計画における各指標達成に向け、男女が協働し、自発的に参画するような具体的な対応策を講ずること。

(2) 住民自治協議会、行例連絡区における女性参画が進んでいないことから、その改善に重点的に特に取り組むこと。

(3) 市女性職員のキャリア形成支援と市役所管理職への女性登用に努めること。

(4) 男女共同参画センターの「女性のための相談」事業を充実させると共に、男性のための相談体制を確立すること。

15. 「ワーク・ライフ・バランス」の向上のため、テレワークの推進、育児・介

護休暇等の普及促進、労働時間の短縮、女性の再就職支援等についての環境整備を推進し、就労先である市内企業、団体等に強く協力を求め、市民に対する情報提供や講座開催を積極的に実施すること。

16. 人権施策について

- (1) 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権を確立し認め合う市民社会の構築に向け、人権同和施策を推進すること。
- (2) 結婚や就職をめぐり依然として深刻な部落差別に真正面から向き合い、市民はもとより運動団体とも連携した人権尊重施策を展開するとともに、人権侵害を救済する相談窓口の充実を図ること。
- ③ LGBTQの人権を尊重し、長野県等と連携してパートナーシップ制度の周知を図ること。
- (4) ファミリーシップ制度の導入を検討すること。

17. 交通安全対策について

- (1) 高齢者や幼児・児童等 交通弱者の死亡事故の抑制対策を講じること。
- (2) 通学路等の安全対策を進めること。
- (3) 高齢者ドライバーや自転車に対する啓発・指導を推進すること。

6. 保健福祉関係

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 感染者の全数把握の見直しに伴い、自宅療養の無症状・軽症者の容態急変に即応できる態勢をつくること。
- (2) 新型コロナ感染症とインフルエンザの同時流行に備え、医療機関と連携し、万全の体制をつくること。
- (3) エッセンシャルワーカーに対し、抗原検査キットを無償提供し、予防的措置を講じること。
- (4) ワクチン接種を推進するとともに、公費負担の継続を国に働きかけること。

2. 令和元年東日本台風被災者の日常生活の安定を図るため、市生活支援・地域ささえあいセンター等によるきめ細やかな見守り、サポート事業を継続すること。

3. 避難行動要支援者と福祉避難所について

- (1) 避難行動要支援者の安全確保のため、個別避難計画の作成を支援し、事業所等の受け入れ態勢をはじめ課題解決を急ぐこと。
- (2) 福祉避難所の開設及び運営について、個別避難計画の作成と合わせ、的確な見直しや訓練を行い、万全の避難体制を構築すること。
- (3) 避難行動要支援者については、個別避難計画に基づいて福祉避難所への直接避難体制を実現すること。

4. 乳幼児検診について

- (1) 乳幼児の検診や健康教室を通して子どもの健やかな発達を支援するとともに、疾病や障害の早期発見、早期療育を多機関連携で実現すること。

- (2) 健診結果の活用について、乳幼児検診は保護者の同意で保育園等と情報共有できることを周知し、発達等に不安を抱える保護者、子どもに寄り添うこと。
* ことも関係再掲

5. 赤ちゃん見守り訪問の拡充と（仮称）0歳児おむつ定期便を実施すること。

6. 健康長寿について

- (1) 地域社会で元気に暮らせる「健康寿命延伸」のため、健康づくり条例を制定し、総合的・体系的視点から市民の健康実現を図ること。

(2) 人生100年時代を迎え、『全世代』が生きがいと充実した人生を送ることができるような総合プランを策定すること。

(3) 松本市との「人生100年時代を見据えた新しい高齢者の定義についての共同提言」に基づき、後期高齢者の名称を変更するよう国に求めること。

7. 介護予防、フレイル予防について

(1) 地域医療介護総合確保推進法により、市が実施する新しい介護予防・日常生活支援事業において、これまでのサービス水準をさらに向上させる「長野モデル」を構築すること。

(2) 要介護状態に陥らない健康づくりに向けた支援・指導体制の充実を図り、関係部局をはじめ住民自治協議会や関係団体とも連携し積極的に推進すること。

(3) コロナ禍により休止が続く各地区のふれあい会食やお茶のみサロンについて、地区役員が安心してその再開や代替的な活動を展開できるよう、ていねいなアドバイスや活動促進を図ること。

8. 介護事業について

(1) 地域包括ケアシステムの中核となる生活圏域ごとの地域包括支援センターの施設及び機能を拡充すること。

(2) 介護保険事業において、24時間対応を含め「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」態勢を市の責任で構築すること。

(3) 高齢者見守り体制を拡充すること。

9. 介護人材について

(1) 高齢者福祉施設等の介護士の待遇について、社会的必要性の高さや業務内容の厳しさに対して賃金が著しく低いことから離職者が相次ぐ現状に陥っていることから、人材確保に向けた取り組みを積極的に進めること。

(2) 介護士のための相談窓口を設置するとともに、市内の各施設に対して適正な賃金水準を維持するよう指導を行い、国に対し改善について強く要望すること。

10. 認知症サポートについて

(1) 認知症をサポートする態勢づくりを最重要課題とし、栗田病院に開設された「認知症疾患医療センター」を拠点に、地域包括支援ネットワークを構築

すること。

(2) 認知症の早期発見に向け、情報提供及び相談窓口を充実させるとともに、かかりつけ医との連携・支援を具体化すること。

(3) 認知症見守り SOS ネットワーク事業において、協力事業者を拡大するとともに、孤立防止・見守りネットワーク事業との連携を強化し、認知症高齢者の一人歩き・行方不明者の早期発見、一人暮らし高齢者の安全確保に万全を期すこと。

11. 障害者支援について

(1) 障害者総合支援法における地域生活支援事業の実施主体が市であることから「だれもがあたり前に暮らせるまち」をめざし、障害当事者の意見・要望に基づいて市単独の補助の増大や要件緩和に取り組むこと。

(2) 障害者の雇用促進に向け、民間企業、自治体それぞれの法定雇用率を満たすよう取り組むこと。特に市有施設では積極的な雇用を行うこと。

(3) 障害者の工賃アップを実現すること。

(4) 障害者差別禁止条例の制定に取り組むこと。

(5) 障害者が地域で生活しやすくするため、「長野市障害者にやさしいお店登録制度」事業をはじめ、市民、地域社会による取り組みの周知、普及を積極的に図ること。

12. 生活困窮者自立支援事業（まいさぽ長野市）において、令和元年東日本台風災害、新型コロナウイルス感染の長期化、物価高騰の影響を重く受け止め、就労支援の充実、生活困窮者世帯の子どもの学習支援など、当事者の状況に寄り添い、ニーズに応えられる万全の体制を構築すること。

13. ひとり親家庭の子どもの学習支援事業について、事業効果を検証し、ニーズに応えられる事業として再構築すること。

14. 子どもの福祉医療制度について、入院・通院共に所得制限なしで高校3年生まで拡大するとともに、窓口無料化を実現すること。

15. 児童虐待、DV、産後うつ等の家庭内における相談事項への対応について、体制の強化を図ること。

16. 自殺者が増加傾向にあることから、ゲートキーパーの育成や活用、相談体制等の強化を図ること。

17. ひきこもり支援について

- (1) (仮称) ひきこもり地域支援センターを設置すること。
- (2) 当事者のライフステージや個々の状況に応じ、多機関連携による支援を行うこと。

18. 母子生活支援施設である「美和荘」の重要な役割に鑑み、早期に抜本的改築を図ること。

19. 母子父子寡婦福祉資金貸付制度における各種年金等、現況変化に伴う調整により発生する利用者からの戻入金等を生じさせないように、国等の関係機関に要望すること。

20. 不妊治療への支援について

- (1) 不妊の検査や治療に係る金銭的負担の軽減に向け、長野県が行っている不育症治療費に対する助成制度や国が検討を進めている不妊治療の保険適用拡大等の助成制度拡充に関する動向を注視し、市独自の助成制度を設けるなど支援策の推進・充実・強化を図ること。

- (2) 不妊に悩む方へのきめ細やかで信頼される支援体制を構築すること。特に、不妊・不育症相談の充実、仕事と不妊治療の両立に関する企業等への理解促進を図り、不妊に取り組みやすい環境を実現すること。

21. 食品の安全性・病因ウイルスに加え、新たなウイルスの発生など、保健衛生に関する社会不安が増大していることから、保健所における検査体制ならびに相談体制を一層充実させること。

22. 食育と食の安全について

- (1) 市民の健康増進のため、総合的な食育の推進を図ること。
- (2) 食の安全が脅かされていることから、学校給食及び保育所、福祉施設で使用する食材については原産地や原材料について徹底した検査による安全確認を実施すると共に、関係部局とも連携し、安全・安心な地元農畜産物を使用する地産地消を推奨すること。

23. 動物愛護について

- (1) 動物愛護や動物愛護管理法の改正について市民への周知を図ること。特に、取扱業者やペットの飼い主等に向けては、適正な飼養管理等についての理解や意識を高め、取り組みを促すため、広報普及活動、研修事業、指導等を積

極的に行うこと。

- ② 殺処分ゼロに向けて特に課題のある猫については、猫繁殖制限助成制度、地域猫活動の促進、マイクロチップ装着義務化等、効果の高い取り組みの導入を積極的に推進するとともに、市独自の動物愛護条例制定も検討すること。
- (3) ペット飼育、多頭飼育が絡む社会福祉的な支援が円滑に行われるよう、多機関連携で積極的に取り組むこと。

24. 国民健康保険について

- (1) 国民健康保険料の収納率向上及び疾病予防・適正受診など医療費の適正化等を図り、国保財政の安定化に努めること。
- (2) 国民健康保険事業第二期財政健全化計画の策定にあたり、県域化に伴う県の定める標準保険料率の動向に注視し、過度な医療費の抑制につなげないこと。また、保険料の過度な引き上げを行わないこと。

25. 長野赤十字病院の新病院建設については、必要な支援をすること。

- ② 市民の健康・安全を守るため、市民病院と厚生連篠ノ井総合病院の救命救急センター指定を県に強く働きかけること。

27. 市民病院について

- (1) 一層の健全運営により、原則、一般財源からの繰出金に頼らない経営を目指し、市内の拠点病院としての機能強化に努めること。
- ② 政策的医療を担う市民病院の役割等に鑑み、市民サービスの向上を図ること。

28. 医療安全支援センターは、医療の安全と信頼を高めるため、患者・市民の苦情や相談の医療相談窓口として一層充実させること。

7. こども関係

1. 「子どもの貧困対策計画」の策定及び事業化において、子どもの学習や生活実態を正確に把握し、有効な課題解決につながるよう万全を期すこと。
2. 市独自の子どもの権利条例を制定すること。
3. こども総合支援センター「あのえっと」について
 - (1) 運用にあたり、相談者に対する専門的・継続的支援体制を拡充すること。
 - (2) 子どもたちの直接的なSOSを受け止められる体制づくりを進め、寄り添い、問題解決、権利救済に的確につなげること。
4. 放課後子ども総合プランについて
 - (1) 放課後子ども総合プラン事業の新法人設立・移行にあたり、こどもファーストの施設運営を徹底すること。
 - (2) 支援員の柔軟な働き方を踏まえつつ、現給を保証する賃金・労働条件の再構築、雇用継続の積極的な働きかけ等、子ども支援の熱意に応え、やりがいのある環境づくりを進めること。
 - (3) 全学校で参加希望児童全てを受け入れる体制を早期に実現すること。
 - (4) 利用児童数が過度に多く、面積基準を満たしていなかったり、プラザへの負担が増大している古牧、古里、篠ノ井中央の3児童センターについて、小学校の教室や隣接公共施設等の利用により十分なスペースが確保されるよう連携や調整を進めつつ、子どもたちの安全で安心な居場所となるように施設や受け入れ体制の抜本的な見直しを早急に図ること。
 - (5) 各施設においては、必要な整備を行い安全で安心な環境とすること。特に、暑さ対策として、利用頻度の高い遊戯室等へのエアコン設置を進めること。
 - (6) GIGAスクール構想ネットワーク整備事業推進による課題を整理し、対応を図ること。
 - (7) 発達障害児対策については、それぞれの児童が適切な環境で教育を受けられるよう、保護者の理解を得て適切な対応に努めること。
 - (8) 児童福祉法の改定に伴う職員配置等「設置基準の緩和」を行わないこと。
5. 出産、子育て支援の重要性を鑑み、妊娠・出産包括支援事業（ながの版ネウ

ボラ)、こども相談室、子ども広場・子育て支援センター等の機能を充実させ、切れ目のない支援体制を構築すること。

6. 長野市人口ビジョンで設定した合計特殊出生率の実現を図るため、具体的な取り組みを進めること。
7. 幼児教育・保育における副食費の無料化を実施すること。
8. 未満児への保育料無償化等、市独自の保育料軽減策を講じること。
9. 長野市こども・子育て支援事業計画に基づき、子育て・子育ての総合的な支援、品行対策、児童虐待防止等を着実に進めるとともに、各家庭のニーズに沿った、どの家庭も一定以上の保育・幼児教育環境が享受できるよう、公私立保育園施設の環境整備を進めること。

⑩ 特別保育事業について

- (1) 一時保育・休日保育・延長保育等の特別保育事業の充実を図ること。
 - (2) 病児・病後児保育のニーズを把握し適切に進めること。
11. 公立保育園の民営化や、幼稚園等の認定こども園への移行については、各家庭のニーズ等を踏まえ、保護者との協議を十分に行った上で慎重に進めること。

⑫ 発達障害児の支援について

- (1) 早期発見・早期対応に向けた取り組みが重要であることから、発達支援ネットワーク事業を基に、各保育所・幼稚園での取り組みへの支援を拡充すること。
- (2) 保護者や各施設からの相談に十分に対応できる体制とすること。
- (3) 乳幼児健診結果の活用について、保護者の同意で保育園等と情報共有できることを周知し、発達等に不安を抱える保護者、子どもに寄り添うこと。

* 保健福祉関係再掲

13. 仕事と育児を両立できる環境整備に向け、ファミリーサポートセンター事業等を積極的に支援すること。
14. ヤングケアラーの実態調査と支援策を講じること。
- ⑮ 子ども食堂等、子どもの居場所づくりに積極的に取り組み、運営支援を拡充すること。
16. 里親について、広く市民への理解を促すとともに、里親を希望する家庭、里

親家庭等の相談、支援体制を充実すること。

17. ケアリーバーへの支援を充実すること。特に児童養護施設退所後すぐに成人したり、一人暮らしをする若者の自立支援を手厚くすること。

8. 環境関係

① 長野市環境基本計画について

- (1) 第三次長野市環境基本計画に基づき、地球温暖化防止や限りある資源の有効活用を図るため、省エネルギーの推進と、小水力発電・太陽光発電など新エネルギーの活用に努め、2050ゼロカーボン社会の実現目標に沿って、具体的施策を展開すること。
- (2) 市民への一層の啓発や子どもへの教育について強化し、市民の取り組みに対する助成措置を充実すること。

2. 再生可能エネルギーへの転換について

- (1) ゼロカーボンシティの構築に向け、バイオマス発電、太陽光発電、地中熱活用など再生可能エネルギーへの転換を具体的に促進すること。
- (2) 市太陽光発電設備の設置と地球環境との調和に関する条例の運用において、災害防止や景観、優良農地保全等の観点から、市との事前協議、隣接住民等への事前説明など事業者の責務に関し指導を徹底すること。また、設置後のトラブルについて、周辺住民の理解を得られる課題解決を図ること。
- (3) 公共施設への太陽光発電設備の整備を促進するとともに、住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金を復活すること。

3. 脱プラスチックについて

- ① プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に具体的に取組むこと。
- (2) レジ袋有料化について、市民への理解とエコバッグ持参等の協力を引き続き求めること。

4. し尿処理については、広域連携を進めるとともに、災害等の緊急時において迅速かつ必要な対応が取れるよう備えること。

5. ごみ処理に関しては、市民理解を深めながら、家庭ごみ収集にあたり、電池、スプレー缶等の分別の更なる徹底、紙ごみの資源化や生ごみの堆肥化を進め、ごみ減量を推進すると共に、処理経費の一層の節減を図ること。

6. 広域連合の新しい最終処分場の選定にあたり、環境保全、住民の合意形成に

最大限の配慮を行うこと。

7. 廃棄物の不法投棄防止のため積極的な広報・啓発活動を進め、現場においては監視カメラの活用やパトロール等、監視活動・取り締まりを一層強化すると共に、不法投棄をさせない環境整備を図ること。
8. 廃棄物処理業者への監視指導体制を整え、併せて処理業者の健全育成に努めること。
9. 「ながの環境エネルギーセンター」の運営にあたり、リサイクルプラザを有効活用し、環境教育を進めること。
10. 災害時におけるアスベスト（石綿）対策において、「災害時の石綿飛散防止の手順書」を早期にまとめて庁内共有を徹底するとともに、石綿にかかる業界団体との連携協定など、平時からの準備に万全を期すこと。
11. 放射能汚染やダイオキシン類・アスベスト・PM2.5等、有害汚染物質の監視を強め、常時きめ細かい調査と情報公開を行い、併せて発生防止と飛散防止対策に努めること。
12. 公衆トイレについて
 - (1) 洋式化を進め、観光拠点となる地域をはじめ、市域内の要所に計画的に設置すること。
 - (2) 男性用汚物入れの設置を進めること
 - (3) 福祉トイレ、女性用トイレの整備を重点的に進めること。
 - (4) 関係部局と連携し、商店街等のトイレの提供について市民の理解・協力体制を構築すること。
13. 食品ロスの減量化や生活困窮者対策に役立つ「フードドライブ」を推奨し、市民の間に広く浸透するよう努めること。
14. 「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例」に基づく歩行喫煙・路上喫煙防止にあたっては、趣旨の周知とマナー向上対策に取り組むこと。
15. 希少動植物の保護や生態系被害防止外来種の防除について、本市の豊かな自然を守るため積極的な取り組みを行うこと。特に市有施設において、外来種の防除を強化すること。

9. 農林業関係

1. 長野市は、農業従事者の高齢化や後継者不足等、地域農業に係る諸課題解決に向け、成果が上がる具体的な施策を講じ、本市の状況に適合した農業支援体制を確立すること。
2. 農業の経営安定について
 - ① 昨今の異常気象や近年多発する自然災害対応ならびに農業の経営安定のため、収入保険加入補助制度の周知と拡充をすること。
 - ② 積極的に農業共済制度加入を促進すること。
3. 市災害復興計画を踏まえ、排水機場、ため池等の整備を進めること。
4. 本市の基幹産業である農業の経営及び収益性を高めるため、中山間地域の小規模農地を含め、土地基盤整備の拡充、機械化等の補助率の引き上げと十分な予算の確保を図ること。
5. 有害鳥獣被害について
 - ① 被害農家及び猟友会等への積極的な支援を進めると共に、鳥獣被害防止対策協議会や住民自治協議会とも協力し、地域と一体となった鳥獣被害防止活動を支援すること。
 - ② 国・県の助成を積極的に活用すること。
 - ③ ジビエ肉処理加工施設の運営に当たっては、猟友会をはじめとする関係者と引き続き十分な協議を行い、流通体制を確立すること。
- ⑥ 中山間地域について
 - ① 農業に関わる移住・定住促進、関係人口増加に向けて、地域活動支援課や人口増推進課等と連携して取り組むこと。
 - ② 農業維持や市域内の遊休荒廃農地の解消と有効活用のための、中山間地域直接支払制度・地域奨励作物補助制度等を推進し、積極的な活用を図り諸施策に取り組むこと。
 - ③ グリーン・ツーリズム等の推進により、農山村の魅力を県内外に積極的にPRし、農業体験型事業による中山間地域の活性化を図ること。
7. 農業研修センター運営にあたっては、施設を有効活用すると共に、講座及び

フォローアップ体制を充実させ、農業従事者を支援し、拡大すること。

⑧ 農業の担い手確保について

- (1) 農家創設基準を抜本的に引き下げると共に、関係機関と連携し、新規就農者支援事業の対象年齢を引き上げる等の要件緩和や、意欲ある新規就農者への積極的な支援を講じること。
- (2) 親元就農者支援事業の周知を図り、財源を確保すること。
- (3) 女性の就農促進、農業分野での活躍推進のための環境整備や支援制度を積極的に進めること。

9. 農業振興について

- (1) 地域農業は、産業としての発展や食の安全確保のために地産地消の推進が重要である。生産から流通、消費に至る流通・経済システムの構築を図ること。

② 地元農産物や加工品を通して、地産地消と地域振興、観光等の経済効果につながる具体的で実効性のある活性化策を構築、推進し、地元農畜産物の消費拡大を図ること。

③ 学校給食における市内産農産物利用に積極的に取り入れること。

(4) 地域ブランドを構築するための新品種の産地化を支援し助成すること。

(5) 市内外の市場に長野市産農畜産物の流通を拡大すること。

⑥ 果樹振興は本市農業振興の要であることから、生産者等からの意見を受け止め、生産振興と販売力強化に繋がる市独自の支援を講じ、儲かる農業への具体的な施策を示すこと。

(7) 有機農業について支援すること。

10. ワイン振興について

(1) 遊休地等を活用したワイン用ブドウの生産を更に推進すること。

(2) 栽培、醸造、販売等の技術及び経営支援を、県や関係機関等と連携して取り組むこと。

(3) 本市におけるワイン振興を効果的に進める観点で、広域特区、ワインツーリズム等における広域連携も図ること。

11. サフォークについて

(1) 特産品としての位置付けを明確にし、特定地域を指定し、生産体制の強化

図り、取り組むこと。

(2) 中山間地域の遊休農地解消・有害獣対策・雇用の創出を図り、観光にも資する放牧を進め、肉の増産・観光客増加を実現するための積極的な支援体制をとること。

(3) と畜所・食肉加工所を設置し、生産・加工・消費がスムーズに行える体制を整備すること。

12. 生産者の所得向上の一環として農業の6次産業化を進めること。併せて、国・県の補助制度の積極的活用、農産物加工所や販路拡大への助成等、実効性のある支援をすること。

13. 林業振興と森林の整備活用について

(1) 松枯れの拡大防止を図ること。

(2) 林業の採算性を高めるため、林道・作業道の整備、間伐、流通体制の確立を進めること。

(3) 地元産木材を積極的に活用すること。特に、財産区における戦後の植林材の活用を図ること。

(4) 地元産木材のペレット加工、ストーブ等の普及を図ること。

(5) 県の森林税や国の森林環境税及び森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度を適切に運用すること。

(6) 林業従事者の確保と育成、産業としての林業振興に努めること。

(7) 災害防止の観点から、循環型広葉林へ転換して、治山・治水のための森林整備を積極的に進め、「善光寺の森事業」を継続し、次世代のための森林資源保全事業の更なる推進を図ること。

14. TPP、FTA交渉等を踏まえ、本市の農業・農村・地域社会に及ぼす負の影響を最小限にとどめるため、万全の対策を講じること。

15. 地域資源を活かした有機農法等の循環型で高付加価値な特色ある農業への転換を推進し支援すること。

(16) 農道の登録を促進すること。

(17) 農業と福祉、それぞれ効果が得られるよう、農福連携事業を進めること。

(18) 多くの農業者が活用できるスマート農業事業とすること。

10. 商工観光関係

- ① 物価高騰、為替変動対策について
 - (1) 原料・資材や燃料価格高騰により経営圧迫となる市内事業者への適切な支援を行うこと。
 - (2) 市内事業者において原材料費等の高騰分の価格転嫁が適切に行われているか調査指導を行うこと。
 - (3) 物価高騰による消費冷え込み、地域経済停滞を打開するための施策を積極的に行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染症対策について
 - ① 中小零細企業の倒産や経営悪化を防止するため、中小企業振興資金融資制度の充実や助成金の確保、相談体制整備等、中小企業支援を一層強化すること。
 - (2) 東日本台風災害やコロナ禍における融資制度利用者の経営継続のため、経営改善状況に応じて、返済猶予期間の延長等の対応をとること。
 - ③ 国・県・商工団体等と連携し、失業者の増加等による雇用不安の解消に向けた施策を講じること。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の蔓延長期化により、打撃を受けている全ての事業者、従業員への支援の拡充を図ること。
 - ⑤ 押し店プラチナチケット等、経済喚起策を継続すること。
- ③ 企業誘致について
 - (1) 諸税等の優遇措置を拡大すると共に、助成措置の適用は実効あるものとする。
 - (2) ICT産業等、時代に対応した誘致をはじめ、市内外に向け積極的なPRや情報開示とトップセールスを通じ、雇用拡大ならびに従業員等の定住促進につなげる。
 - (3) 既存企業に対し、常に意向調査を行い、市外転出のないよう要望に応えること。
4. ものづくり支援センターの活用等により、産学官の連携による研究開発を促

し、地場産業の育成や市内における将来に向けた発展性のある新産業創出を促進すること。

5. 地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域活性化に取り組むことを明確化するために中小企業振興条例を制定すること。

6. 電子帳簿保存法、インボイス制度において対応が必要だったり影響を受ける事業者、特に小規模事業者や個人事業者への支援を、国や商工団体等と連携して積極的に進めること。

7. 安定した雇用確保について

(1) 働く場をいかなるプロセスで確保するか明確に示すこと。特に、若年層のフリーター・ニート化傾向を是正するため、若年層に向けた雇用対策を強化すること。

(2) 「おしごとながの」を更に充実・活用し、市内企業をPRするとともに、地元就職を奨励し雇用のマッチングを図ること。

8. 市内企業に対し市と関係団体とで構成する生涯現役促進協議会を活用し高齢者が積極的に雇用されるような対策を講じること。

9. 就職しても職場に適応できず仕事上の悩みを抱え「就職後の引きこもり」や、早期離職する「若年無業者」に陥るケースが見られることから、本人のみならず、企業に対するカウンセリングや心のケア等の相談体制を充実すること。

10. 雇用と子育て支援について

(1) 働きながら子育て出来る職場環境の整備を、企業・団体に対し積極的に働きかけること。

(2) 長野市子育て雇用安定奨励金の充実を図ること。

(3) 女性の雇用拡大対策に取り組むこと。

11. 中山間地域経済の活性化について

(1) 地域資源を活用した起業を積極的に支援すること。

(2) 地域・市民生活部所管のやまざとビジネス支援補助金、中山間地域における用地取得、家賃補助の活用を促すこと。

12. 観光振興について

(1) 経済効果や雇用創出を拡大する観光産業の実現に取り組むこと。

(2) 食、自然、文化をはじめとする市内の観光資源の発掘や整備、旅行商品と

- しての活用を進めること。
- (3) 広域観光を更に進め、観光客の周遊等、互いに連携し合う体制を整備すること。
 - (4) 想定ターゲットの来訪を促す効果的な広報宣伝・誘客活動を行うこと。
 - (5) 市民を挙げた「おもてなしの心」の醸成、交通・施設・サービス等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めること。
 - (6) 観光施設や観光客の利用が多い場所において、環境部、民間事業者等とも連携し、誰もが安心して使いやすいバリアフリートイレの整備と維持管理を進めること。
 - (7) 観光行政の重要性を鑑み、実効性あるものとするため、企画政策部、地域・市民生活部、文化スポーツ部、農林部、都市整備部、教育委員会等、庁内連携を図り、一体となって取り組むこと。
13. 観光客向けのバス停については、その場所や行き先が一目でわかるバス案内を整備すること。間伐材ベンチの配置等、待合環境を整備すること。
14. 観光関連団体等の取り組みについて
- (1) ながの観光コンベンションビューローについては、コンベンション関係者との連携を密にし、主催者と参加者双方が満足度の高いコンベンションの実現と、市内経済効果最大化のための取り組みを促すこと。
 - (2) 国内外の旅行業団体、JR東日本・JR西日本等と連携し、本市の魅力を再検証して、的を絞った観光情報を発信し、観光ツアー等の誘致に積極的に取り組むこと。
 - (3) 市内観光資源の活用拡大に向け、着地型観光に取り組む旅行会社の旅行商品造成や誘客を支援すること。
 - (4) 観光ボランティアの人材確保や育成、おもてなしの活動を積極的に支援すること。
15. 「長野市文化財保存活用地域計画」の策定状況を見ながら、本市の歴史や文化の観光への活用を積極的に進めること。
16. 外国からの誘客等について
- (1) 経済効果を生み出す重要な課題であることから、効果的なインバウンド対策に取り組むこと。

- (2) 市長の経験や知見を活かした海外へのトップセールスと受け入れ体制整備に取り組み、成果を上げること。
- (3) 新型コロナウイルス感染状況をみながら、国の進める「ビジット・ジャパン」と連携するとともに、長野市独自の情報発信や誘客活動に積極的に取り組むこと。
- (4) 外国人観光客の満足度を高めるため、JNTO 認定外国人観光案内所の拡大、わかりやすい表記、ICT 活用、文化や習慣の違いへの対応等の環境整備に努めること。

17. 戸隠地域について

- (1) 戸隠スキー場はこれまでの経過を踏まえ、引き続き一般会計に頼らない経営体質の向上に努めること。
- (2) グリーンシーズンを含む一年を通しての観光資源・観光拠点として活用されるよう、早急に取り組むこと。
- (3) バリアフリー観光の市内先進地として、国、県や民間と連携し、施設整備や取り組みを支援し、誘客に活かすこと。

18. 飯綱高原について

- (1) 飯綱地域の一体的な観光戦略を、地元住民と連携して取り組むこと。
- (2) 「森の駅 DAIZAHHOUSHI」の活用により、地域全体への誘客、経済波及効果を広めること。
- (3) 飯綱高原スキー場後利用に関するサウンディング型市場調査の結果も踏まえ、今後のあり方を早期に明らかにすること。

19. 川中島古戦場に道の駅を設置し、観光のハブとして整備すること。

- 20. 中山間地が有する豊富な資源を観光振興に積極的に活用し、地域活性化につなげること。

11. 新産業創造推進関係

1. スマートシティNAGANO基本計画の推進と進捗管理を適切に行うこと。
2. デジタル活用、デジタルイノベーションが、市民の生活満足度の向上や地域課題解決につながるように取り組むこと。
- ③ NAGANOスマートシティコミッション（NASC）、スタートアップ成長支援等の各種事業の運営に当たっては、民間活力を最大限引き出すとともに、目的、経過や成果に関して市民にわかりやすい説明を行うこと。
4. プロジェクトやモデル事業等で構築された新技術や仕組みの早期活用、普及を図ること。
5. ゼロカーボン推進について
 - ① 再生可能エネルギーへの転換や省エネ対策を全市的に取り組むこと。
 - ② 木質バイオマス活用を積極的に進めるとともに、自然と共生する中山間地域の活性化につなげること。
 - ③ 助成措置を講じて、発電施設の整備及び生ごみの堆肥化等を進めること。
 - ④ 循環型社会構築に向け、バイオマス技術の研修を行うこと。
 - ⑤ バイオマスをはじめ、ゼロカーボン推進に寄与する新事業開発や新規参入事業者の相談、支援体制をNASC枠外でも充実すること。

12. 文化スポーツ関係

1. 文化芸術活動支援について

- (1) 地域における文化芸術活動を積極的に支援し、市域のどこでも文化芸術を身近に感じることができ、親しめる環境づくりを進めること。
- ② 個性と魅力ある文化芸術活動の強化・充実を図ること。また、文化芸術活動の発表の場の充実を図ること。
- ③ 伝統芸能推進室を活用した伝統芸能子どもフェスティバル等の事業を継続し、伝統芸能継承の担い手育成に向けた活動を支援すること。
- (4) 本市の歴史・伝統を伝承する祭りや民俗芸能等の保存伝承活動の助成措置を充実すること。
- (5) 芸術文化振興基金等の活用により、文化団体の育成を図ること。また、子ども達の育成強化に取り組むこと。

② 長野市芸術館について

- (1) 「シーズン・プロデューサー制」を導入する長野市文化芸術振興財団の第2期運営方針において、「ともに成長」とのコンセプトを重視し、徹底した市民参加型の事業展開を図ること。
- (2) 財団運営の透明化を徹底すること。
- (3) 芸術館の運営について、指定管理者と連携の上、本施設が市民の文化向上の拠点として有効に活用されるよう、チケットセンターの活用やロビーの拡充等を含め、取り組むこと。
- (4) 小中高校生の利用料をさらに減免し、市民に開かれた文化芸術活動を創造すること。
- (5) 芸術館利用者の駐車場料金を3時間まで無料とすること。

3. 本市活性化に欠かせない文化スポーツ振興について、大きな市民の期待に応えるべく、文化スポーツが市民生活にもたらす多面的効果が十分に発揮され具体的な成果が導き出されるよう、計画的な事業の推進を市民に明示し取り組むこと。

④ 長野市スポーツ振興計画について

(1) スポーツ施策・環境整備・指導体制整備・スポーツ施設全般の整備等に取り組むこと。

(2) 2028年に開催が予定されている国スポで利用される施設については、地域や関係団体と協議の上、必要な整備を行うこと。

5. ジュニアスポーツの環境整備について

(1) こどもの健全育成や地域活性化、また、それら多面的効果に鑑み積極的に取り組むこと。

(2) 小・中学生用グラウンドの新設及び河川敷グラウンドについては、現況の劣悪な環境からの抜本的改善をはじめ、全国大会が誘致できるよう、芝生化を含め整備を計画的に進めること。

6. スポーツ施設のトイレ整備について

(1) トイレが劣悪な状況にあることから、水洗化を進めると同時に、据え置き型については簡易水洗型に入れ替えること。

(2) 河川敷グラウンドについては、トイレの洋式化を進めること。

7. 市民からトップアスリートを輩出するべく、競技団体や体育協会・関係省庁と連携しオリンピック施設の有効活用も含め、積極的に取り組むこと。

8. スポーツ振興と健康寿命延伸について

(1) 健康増進スポーツゾーンの整備を関係部局とも連携し取り組むこと。

(2) 住自協や公民館で日常的に手軽に行なうことのできる健康体操の普及と定着を市民と協働で推進すること。

(3) マレットゴルフやゲートボールなどの軽スポーツの振興と、競技者の要望を踏まえた競技場の整備を進めること。

9. オリンピック施設の魅力を活かして、文化スポーツコンベンションの誘致を更に進めること。

10. スポーツを通じた市の活性化が実効性あるものとなるよう、積極的なスポーツ振興策を進め、特に、飯綱高原一帯をスポーツの拠点として高地トレーニング等の多種目にわたり合宿誘致を進め、通年でスポーツ・大会誘致で賑わうよう整備し取り組むこと。

11. 野球場について

(1) 廃止された城山野球場に代わる野球場を新設すること。

(2) 東和田県営野球場を整備の上、市に無償移管するよう県に求めること。

12. サンマリーンながのの利用料金は、子ども料金は年間を通じて400円で利用できるようにするとともに、シルバーの通年利用料金を以前の利用料金に近づけるよう30,000円に減額し、利用促進を図ること。

13. 「ホームタウンNAGANO まちづくり連携推進ビジョン」に基づき、地域密着型プロスポーツチームとの連携を一層進め、地域振興に繋げること。

14. 部活の地域移行について

(1) 国による部活の地域移行の検討や提言を踏まえ、市教育委員会や市内関係団体等と連携を図り、その推進に積極的にかかわること。

(2) 本市が持つスポーツや文化芸術の団体、人材、施設の積極的活用を図ること。

13. 建設関係

1. 災害に強いまちづくりについて
 - (1) 令和元年東日本台風からの復旧・復興を引き続き最優先課題とし、特に、流域住民はもとより全市民の安全・安心に繋げるため必要な財源を措置すること。
 - (2) 市内河川の内水排出を強化し、床下浸水を防止すること。
2. 信濃川水系緊急治水対策プロジェクト等の推進について
 - (1) 信濃川水系緊急治水対策プロジェクト進捗について本市が主体的かつ正確に状況を把握し、情報を適宜公表し、引く続き、早期の完了を強く求めていること。
 - (2) 信濃川水系河川整備計画に基づく堤防の強化や嵩上げ及び河床整備、掘削等による治水安全度の向上を確実に進めるよう国に強く求めること。
 - (3) 千曲川、犀川流域の地域において浸水想定区域図の作成に着手すること。
3. 長野市洪水ハザードマップを基に、千曲川・犀川等一級河川及び中小河川の危険箇所における築堤・護岸・河床の安全度を数値で示し、必要な対策を講じ早急に整備するとともに、無堤地区解消を積極的に進めること。
4. 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定された地区について国や県等と連携を図り、土砂災害防止工事等のハード対策を確実に進めること。
5. 都市型水害対策について
 - (1) 幹線排水路・雨水渠・雨水貯留施設の計画的な整備促進及び河川流域の保水能力及び遊水機能の向上を図ること。
 - (2) 下流部における排水機能を充実させるため、排水機場の能力向上や自動化を計画的に進めること。
6. 防災等について
 - (1) 道路・河川の防災予算を大幅に増額し、災害を未然に防止すること。特に、災害常襲地域対策や中山間地域対策を強化すること。
 - (2) 中山間地域の河川内の倒木処理を迅速に行うこと。
7. 市街地等における生活道路網の整備について

- (1) 市民生活の利便性・安全性向上のための歩道設置や交差点の改良・維持、電線の地中化等、ユニバーサルデザインに基づき景観にも配慮した良好な交通環境の向上を図ること。
 - (2) 市内交通安全対策としてカーブミラー予算を十分に確保すること。
 - (3) 市民等からの道路補修等の要望については、安全性確保のため年度中でも迅速に対応すること。
8. 市街地の交通渋滞解消のため、車両の流れを外環に導く環状線・バイパス線整備等の早期実現に向け計画的に進めること。
9. 中山間地域の生活幹線道路について
- (1) 拡幅整備を積極的に促進し、道路網の整備促進を図ること。
 - (2) 市道沿いの草刈り・支障木伐採・側溝の土砂上げ等の助成措置の拡大と、高齢化により地元での対応が困難な場合は積極的な人的支援を行うこと。
10. 自転車の利用促進について
- (1) 自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画に基づき、安全な自転車道の整備を図ること。
 - (2) 駐輪場の新規整備、市街地や観光地におけるレンタサイクルの仕組みを構築すること。
11. 「空き家等対策計画」に基づき、空き家の利活用・除却等に対する支援、固定資産税の軽減等、対策を更に進めること。
12. 住宅の耐震診断を促進すると共に、耐震補強工事には地場産材を積極的に活用させ、補助制度を充実・強化し、住まいの安全性を高めると共に、地域経済活性化を図ること。
13. 市営住宅について
- (1) 老朽施設等の整備を計画的に進め、高齢者や障害者に優しい住環境の向上を図るため、エレベーター設置やバリアフリー化を計画的に進めること。
 - (2) 整備には地場産材の活用を図ること。
 - (3) 入居手続きについて、速やかな受け入れに努めること。
14. 除雪について
- (1) 歩道も含めて万全の体制で臨むとともに、早期排雪体制を確立すること。特に生活バス路線の確保を最優先とする態勢を再構築するとともに、国・県・

市の連携により、道路管理責任者毎の除雪体制から地域別・ゾーン別の一体的な除雪体制への移行を図ること。

(2) 小型除雪機の貸与・貸出について周知を図るとともに、迅速な対応に努めること。

15. 地籍調査について、ドローン等を活用して計画的に進め、市道の公図未整備を早く解消すること。

16. 公共事業における市内産木材の積極的利用を進め、森林資源を有効に活用するとともに災害の未然防止を図ること。

17. 建設工事請負契約について

(1) 資材価格等の高騰に適切に対応すること。

(2) 公契約等基本条例に則り、重層的な下請負事業者・労働者の適正な賃金確保等、労働環境の向上を図ること。

(3) 適正な予定価格設定の下、最低制限価格の更なる引き上げを図り、公共施設等の品質確保を図ること。

18. 土木要望について

(1) 積極的に予算を確保し、年度内や早期完成を目指すこと。

(2) 事業化の可否について丁寧な説明をするとともに代替案を示すなど地域に寄り添った対応をすること。

14. 都市整備関係

1. 都市計画マスタープラン、立地適正化計画の具現化に向け、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくり、コンパクト&ネットワーク、多極ネットワークのまちづくり、「公共交通を軸としたまちづくり」の観点を重視して取り組むこと。

2. 都市計画道路の整備について

(1) 東外環状線の供用開始を受け、必要度の高い道路の計画的な整備と柳原交差点の渋滞解消対策を推進すること。

(2) 犀川南北の渋滞解消のため、市内南北交通軸へのBRT導入や新橋の建設を都市計画決定すること。

3. 丹波島橋と長野大橋の渋滞解消について

(1) 丹波島橋の車線数増加と荒木交差点の改良事業等を関係機関に強く働きかけ、具現化を図ること。

(2) 五輪大橋の早期無料化を県に強く働きかけること。

(3) ミニバスターミナルの設置によるゾーンバスシステムの導入と、パーク・アンド・ライドの社会実験を早期に実施すること。

4. 魅力あるまちづくりについて

(1) 長野駅と善光寺を結ぶ中央通りを中心にした魅力あるまちづくりを推進するため、来訪者の利便性と回遊性を確保すること。

(2) 歩いて善光寺へ向かうためのバス降車場所・ながの表参道セントラルスクウェアの活用等、駐車場・ポケットパーク・公衆トイレ等、整備充実すること。

(3) 北長野、篠ノ井、松代などの地域拠点においては、それぞれの地域特性を踏まえた公共施設や生活利便施設等の集積を図り、都市機能や居住の維持につなげること。

(4) 地域が提案するまちづくりについて、市民との協働で魅力あるまちづくりを積極的に進めること。

5. 中心市街地の活性化について

- (1) 中心市街地活性化プランは、長野駅前、新田町周辺、権堂、善光寺周辺のそれぞれの機能に特化したゾーニングを図り、生活拠点としての整備を図るとともに賑わいの創生に向けた整備を促進すること。
 - (2) 生活に根差した施設整備を急ぐとともに新しい賑わいの拠点づくりの観点から、権堂地区の面的再生計画の抜本的な見直しを進めること。
6. 風格と魅力ある美しい都市景観を創出するため、景観法に基づき策定された「長野市景観計画」を市民・事業者・行政との協働と連携により一層推進すること。
7. 公園緑地について
- (1) 地域住民が利用する住区基幹公園については、緑豊かで親しみやすい、トイレ等も整備された「住民のための公園」としての整備を進めること。
 - (2) 全市的な利用を図る都市基幹公園については、災害時の避難場所としての役割も担うことから、有効利用できるよう整備を進めること。
 - (3) 犬の散歩ができる公園について、利用ルールの周知とマナー向上、市民の理解促進を図りつつ、その拡大を積極的に進めること。
 - (4) 都市公園等に設置が検討されている「ドッグラン」については、愛犬家と一般市民の適切な棲み分けに配慮しながら、保健所とも連携して早期設置に努めること。特に観光客利用が多く見込まれる公園は、観光誘客戦略も鑑み積極的に検討を進めること。
 - (5) 中心市街地で公園緑地が不足している地域については、公共施設の移転や改築に伴い用地を確保し、計画的に進めること。
 - (6) 篠ノ井中央公園については、現状を検証するとともにサウンディング型市場調査を改めて行い、有効活用を図ること。
8. 茶臼山動物園・自然植物園・恐竜公園について
- (1) 各施設の特徴を活かしつつ、一体的な整備や利用促進を図ること。
 - (2) レストラン・売店等の設置や駐車場の整備等、来場者の利便性向上に努めること。
 - (3) 施設の運営においては、市民や周辺観光資源等と連携を図り、地域一帯の活性化にも積極的に取り組むこと。
 - (4) 誘客にあたっては、観光部局等との連携を積極的に図ること。

9. 南長野運動公園総合球技場について

- (1) 子どもたちの利用促進を図り、青少年育成や地域活性化に有効活用すること。
- (2) 南長野運動公園全体として、既に駐車場が不足している状況から、駐車場の整備に努めること。

10. 川中島古戦場史跡公園一帯において、年間を通じ、更なる賑わいを創出するため、隣接する博物館や観光文化施設の活用等、具体的な再整備計画を確立し、早期実現に地域と連携しながら積極的に取り組むこと。

11. 市民プールや少年科学センター等、城山公園一帯の整備については、市全体から広く意見を取り入れられる機関を設け、市民に親しまれるよう取り組むこと。

15. 教育関係

- ① コロナ禍における休校措置により生じた学習格差、行事中止等による様々な機会損失へのケア、リカバリーに早急に取り組むこと。
- ② 部活動の地域移行について
 - (1) 国における検討や提言を踏まえつつ、単に教員の負担軽減だけでなく、子どもたちのためになるように、本市の現状に即して取り組むこと。
 - (2) 生徒、保護者、学校関係者、スポーツや芸術文化関係団体やその指導者等への十分な説明、それらによる協議や調整を図ること。
 - (3) 本市が持つスポーツや文化芸術の団体、人材、施設の積極的活用を図ること。
3. 第二期しなのきプランについて
 - (1) 個性を活かしたきめ細かい教育を実践することにより、健全でたくましい児童生徒を育む環境を整備すると共に、学校ごとの創意工夫の取り組みを尊重し、自主性・地域に根ざした特色ある学校づくりを推進すること。
 - (2) 複式学級編成・授業の導入にあたっては、子どもや保護者の理解を得るとともに、関係する教職員の研修、適切な勤務の実現に努めること。
4. 活力ある学校づくり検討委員会の『少子化に対応した子どもにとって望ましい教育環境の在り方について～笑顔あふれる豊かな学びの場であり続けるために～』について
 - ① 地域、学校、保護者との理念共有に向けた取り組みを具体的にかつ十分に進めること。
 - (2) 子どもの発達段階に応じた新たな学びの場をどのように具現化していくのか、市教委としての考え方を提示し、広く議論を起こすこと。
 - (3) 児童数減少等によって学校の統廃合を検討する地域に対し、児童生徒、保護者、住民の多様な意見や心情を汲んで十分に寄り添いうこと。
- ⑤ 不登校について
 - (1) 年々増え続けている不登校問題については、しなのき児童生徒意識アンケートをはじめ徹底的な調査分析を行うこと。

- (2) 幼稚園・保育園～小学校～中学校～高校間の連携を強化し、いわゆる「小一プロブレム・中一ギャップ」を未然に防ぐこと。
- (3) 中間教室、その運営にあたる人材を拡充すること。
- (4) フリースクール、こども食堂等の多様な居場所と連携を図り、児童生徒の成長や学びの支援を行うこと。
- (5) 支援が届いていない不登校児童生徒やその家族への寄り添い、対応を進めること。

6. いじめ、虐待対策について

- (1) 子どもたちの学びと育ちを支える学校教育の現場で、子どもたちの生命と人権が損なわれることのないよう、かつ、学校施設における「いじめ防止基本方針」「いじめ対策組織」が日常にかつ迅速・確実に機能するよう、研修の徹底をはじめ、市教委の学校現場に対する強い指導體制を確立すること。
- (2) いじめ重大事態への対応については、被害児童生徒・保護者に寄り添い、躊躇することなく、迅速かつ適正な対応を図ること。
- (3) 虐待の疑いがある児童生徒の早期発見、相談やきめ細やかな対応に向けた研修や体制の整備を図ること。

7. 障害児教育について

- (1) インクルーシブ教育の実現を促す国連の勧告を踏まえ、本市における障害児教育のあり方、実現方策を研究し、具体化すること。
- (2) 障害児や軽度発達障害児の教育環境を整備すること。

8. 学校給食について

- (1) 学校給食の無償化を実施すること。
- (2) 食の安全が脅かされていることから、学校給食に使用する食材については安全・安心な地元農畜産物の使用を優先し、地産地消の推進に向け具体的に取り組むこと。
- (3) 食育の重要性、また、食事が児童の発育に大きな影響を与えることに鑑み、給食で実践されている栄養バランスの大切さを広く周知すること。
- (4) アレルギー対応に万全の体制を期すこと。
- (5) 異物混入等の発生防止対策を徹底すると共に、納入された食材に問題が生じた場合には、当該事業者に対しペナルティーを課すなど厳しい姿勢で取り

組むこと。

9. 市立長野中学校・高校の運営については、市内全ての中学校が均等に学力・体力等の向上が図れるよう配慮し取り組むこと。
10. 山村留学を継続するとともに、充実・強化を図り、本市の教育に活かすこと。
11. 人口増推進課等と連携し、教育移住の需要に応えること。
12. 教職員の働き方について
 - (1) 義務教育の重要性に鑑み、教育レベルの向上に向け、教職員の研修を充実させ、体罰や不祥事の撲滅等、資質の向上に努めると共に、教員の業務量を見直し、余裕をもって子どもと向き合える環境整備に努めること。
 - (2) 中核市への教職員人事権委譲について引き続き要望を行うこと。
13. 学校現場と市行政の連携体制を構築し、円滑な義務教育環境を向上させるため、教育委員会における指導主事の積極的・効果的な学校訪問と教諭との相談・指導等、一層の活用を進めること。
14. 児童生徒の国際感覚を高めるため、冬季オリンピックで培った一校一国運動をはじめとする諸活動を積極的に推進すること。
15. G I G Aスクールについて
 - (1) G I G Aスクール構想、ネットワーク整備事業、小・中学校教育用パソコン整備事業等の充実を図ること。
 - (2) 教職員を含め、操作技術の育成、向上を図り、リテラシー教育にも万全を期すこと。
16. 学校施設・設備について
 - (1) トイレ洋式化、エアコンの特別教室等への設置をはじめとする施設整備を促進すること。
 - (2) 体育館の雨漏り等、児童生徒の安全にかかわる施設改修には、大規模修繕にかかわらず柔軟に対応すること。
 - (3) 雨水貯留対応となっている小中学校校庭の排水対策について、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトでも示されていることから、関係部局と連携し、具体的な整備方針を示し、早急な対応を講じること。
17. 長野市青少年保護育成条例を適正に運用し、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を図ることのできる環境を整備すること。

18. 図書館について

- (1) 中核市に相応しい図書館予算を確保すること。
- (2) 司書資格を有する専任の正規職員を配置すること。
- (3) 学校図書館においても、司書の更なる待遇改善と蔵書の充実を図ること。
- (4) 南部図書館の建て替えに当たっては、犀南地域全体の意見を十分に聞いた上で、早期に具体的な方針と計画を示し、図書館の持つ集客施設としての側面も重視し、生涯学習・教育・子育て・地域活性化に資するものとして整備すること。
- (5) 長野県と県内市町村連携の「デジとしょ信州」の利用促進とともに、地域の出版社、地域にかかわる図書・資料の充実を図ること。

19. 文化財について

- (1) 市文化財の補修、改修等の整備を行うこと。
- (2) 文化財保存活用地域計画の策定においては、策定後の効果的な推進を念頭に、文化財に関わる団体と今後活用が期待される社会教育や観光分野等との連携を十分に図りつつ取り組むこと。
- (3) 令和元年東日本台風被害を受けた文化財等の修復を引き続き行うこと。
- (4) 用途廃止施設を利用した収蔵庫の維持管理を適切に行うこと。

20. 松代大本営地下壕跡については、全国的にも稀少な戦争史跡であることから、国の戦争史跡指定に向け、市が主体となり積極的に取り組み観光資源としても活用すること。

21. 公民館・交流センターについて

- (1) 生涯学習の拠点であるという原点に立ち返り、利用者年齢の偏在性を解消し、子どもと保護者・青少年にも利用拡大が図れるよう取り組むこと。
- (2) 指定管理者制度の運用にあたっては、地域の社会教育活動やコミュニティ活動の活性化につながるよう取り組むこと。
- (3) 公民館分館の一律廃止を見直し、地域と十分な協議を行いつつ、それぞれの状況に合わせた対応をとること。

22. 博物館等について

- (1) 博物館の展示等については、抜本的な見直しを行い、来館者年間 20 万人以上を目指す取り組みをすること。

- (2) 信州新町美術館を文化芸術・教育の実践の場として活用できるよう、環境を含め整備・充実すること。
 - (3) 宝物館・資料館・記念館を積極的にアピールすること。
23. 学校遊具等、施設内の修理・整備にあたっては、各校の予算ではなく、教育委員会の予算で早期に修理・整備し、児童生徒の安全と成長を図ること。

16. 上下水道関係

- ① 水道事業広域化については、メリット・デメリットを正確に示し、慎重かつ丁寧に検討していくこと。
- ② 令和元年東日本台風災害を踏まえ策定された「浸水対策計画」に基づき、災害時に機能停止とならないよう着実かつ早急に、万全な整備体制を確立すること。
- ③ 長野市水道ビジョンに則り、安全で良質な水の安定的な供給のため、老朽施設の計画的な更新・整備にあたり当年度計画を完遂するとともに、耐震化・漏水防止・赤水の解消・有収率の向上に努めること。
4. 水道局浄水場の運転管理業務の民間委託は、これ以上拡大せず、「水の安全」を最優先する監督指導体制を確立するとともに、職員の資格取得や研修制度を進め、技術の向上と継承に向けた具体的な計画を策定すること。
5. 各水道水源の環境保全施策の推進を図るなど安全確保には万全を期すと共に、水環境保全条例の地域指定水源の保全整備を推進し、水質管理体制の強化に努めること。
6. 全戸水洗化の早期実現に向けて、事業の効率的整備等で実施を図り、水洗加入率向上の取り組みを強化すること。
7. 上下水道施設の維持管理にあたり、利用者負担に過度に依存しない健全計画を検討・策定すること。
8. 下水道料金の改定にあたっては、市民意見を十分把握し、慎重に取り組むこと。

17. 防災消防関係

1. 災害と位置付ける感染症に万全の態勢を構築し、対策を講じること。
- ② 長野市地域防災計画・水防計画の全面改訂に基づき、令和元年度東日本台風災害検証報告書もふまえながらより実効性のある防災・減災に向けた総合防災体制を構築すること。
3. 救命率の向上について
 - (1) 医療機関との連携を深め、救急高度化事業を積極的に推進すること。
 - ② 市南部にも救急ワークステーションを設置すること。
 - (3) AED設置場所をわかりやすく表記すること。
4. 雨量観測局の増設を計画的にきめ細かく進めること。
5. 防災・減災ソフト対策について
 - ① 市民の防災意識向上、マイタイムライン作成や備蓄の促進、事業者のBCP策定促進等、自助に向けた広報や情報発信、支援を充実させること。
 - (2) 自主防災会への支援を拡充し、危険個所の情報共有や実効性の高い防災訓練等、共助の力を高める活動を強く促すこと。
 - (3) 災害時支援協定等による多分野、専門的な支援体制を拡充すること。
 - (4) Jアラート及び原子力災害を想定した防災訓練を早期に実施すること。
- ⑥ 避難情報発令時は、該当地区へもれなく正確な情報を伝達するとともに、避難所では避難者を完全に受け入れること。
7. 避難実施や発災時は支所権限の強化により、地区ごとの迅速な復旧体制を図ること。
- ⑧ 非常食や毛布等の備蓄品の搬送体制を検証し、見直しを図ること。
9. 有線放送の廃止により情報伝達が困難となった地域については、戸別受信機設置を進めること。
- ⑩ 避難行動要支援者について
 - (1) 地区における要支援者の情報共有を徹底し、災害時において関係者と連携し速やかな安全確保に努めること。
 - (2) 避難行動要支援者避難支援プランにおいて、地域ごとの具体的な安否確認・

避難態勢を確立し、高齢者・子ども・障害者・傷病者など災害弱者対策に万全を期すこと。

- (3) 社協・消防団等と連携する「孤立防止・見守りネットワーク」は、一人暮らし高齢者のみならず、障害者や認知症患者を対象に加え、速やかな安全確保に繋げるため拡充すること。

11. 防災・避難訓練について

- (1) 住民自治協議会や各区のもとで毎年実施される自主防災会等の防災訓練に加え、支所単位規模の総合訓練について、毎年実施させ、それに対する支援を充実させること。
- (2) 年代、性別、障害、ペット、外国人等多様な市民が参加するインクルーシブな防災訓練に取り組むこと。
- (3) 改訂した避難所開設マニュアル、避難所運営マニュアルの理解促進と、それに基づく訓練を各地で重ね、万が一に備えること。

12. 防災マップについて

- (1) 防災マップの市民への周知徹底を図るとともに、マイタイムラインの作成等、具体的な防災・減災対策、避難行動の理解を深めるために、すべての住民自治協議会において、出前講座等を毎年実施するなど具体的な施策を講じること。
- (2) 防災マップ等を活用し、分散避難に対応した防災避難訓練を体系化し、各地域で行えるよう取り組むこと。

13. 危険物事故の予防策として、施設の保安・管理の徹底を図るために査察体制の確立及び指導に万全を期すと共に、災害を想定した訓練を実施し、即応体制の構築と市民への情報提供を行うこと。

14. 防災拠点施設等について

- (1) 広域消防行政を見据えた防災拠点施設機能の充実強化を図り、大規模災害にも対応するため、消防・救急車両・機材等の装備および個人装備の充実強化を図ること。
- (2) 高規格救急車の増車を図ると共に、救急救命士の養成を計画的に進めること。

15. 中山間地域の消防分署の人員配置については、消防・救命の使命に鑑み、現

有体制を維持すること。

16. 消防団活動等について

- (1) 耐震性防火水槽の整備を図ると共に、既設消火栓の早期完全点検と交換を進めること。
- ② 消防分団の老朽化した可搬車載ポンプ車の交換や配置等、装備の充実を積極的に図ること。
- (3) 令和4年度から見直しされた消防団員への報酬・出動手当について検証を行うこと。
- ④ 消防団員の定員見直しや機能別団員等、令和4年度からの新たな体制について検証を進めること。
- (5) 女性団員の確保・育成に取り組むと共に、市内の企業に協力を求め、奨励策を充実させること。